



信頼できる[厚生労働省 新施設基準 強化型歯科診療所 “か強診”] かかりつけ歯科医認定医院ガイド

編著 | 社団法人 日本医院開業コンサルタント協会 (JPCA) 歯科医院経営研究部会

事務局 | 株式会社GENOVA

何歳であっても、どんなになっても、歯科的なサポートを受けていただきたい

PICKUP!

経験豊富な小児歯科専門医

歯で悩まない人生は、お子さまへの素敵な贈り物です。歯科医師との最初の出会いでつまずかないように、小児歯科専門医を活用しましょう。



信頼の礎、安心・安全の治療環境



とが、安心・安全の治療環境をつくります。
どんな高性能な器械があつても、それを使う人間次第。皆さまの信頼に応えるがるはずだと思つてのです。

说得される治療から、納得する治療へ

くならない。何でも聞ける、何でも話せる。これが「相生歯科診療室」のボリシーです。

いくつになつても、どんなになつても治療のチャンスがない

歯科医院は、皆さまの穏やかな生活を守るために仲間です。もし、私たちと皆さまとの間に物理的・心理的なバリアがあるとしたら、全力で崩したいと考えています。たとえば、ハイキャップがあるからと歯の治療をあきらめいませんか。あるいは、高齢になって一人で外出できないから通院をやめたなどとそういうことはどうでしょうか。歯科受診のチャンスを失うことは、「食べる話」笑う生活の楽しみを失うことにつながりかねません。ハイキャップがあればそれに対応した治療を、出歩けなくなれば家庭へお伺いして治療を、というようにつながります。そのお話を聞くと、私たちも皆さまの治療をよりよくするヒントを頂戴しています。

治療の前に立ちふさがる、さまざまな壁を取り除きたい

相生歯科診療室



院長 小野 雅代

あなたの大切な人を任せさせていただける、そういう歯科医師であり続けたいと思います。

相生歯科診療室

〒178-0063 東京都練馬区東大泉 3-52-7 ブルーメリタガーデン大泉 1 階

アクセス 西武池袋線「大泉学園」駅より徒歩約 9 分

TEL 03-5947-4618

診療時間 平日 9:45 ~ 13:00 / 15:00 ~ 19:30

日曜日 10:30 ~ 13:00 / 14:00 ~ 18:00

休診日 水・祝・第五日曜

診療内容 一般歯科 / 小児歯科 / 矫正歯科 / 予防歯科 / 奢美歯科 / 訪問診療

URL www.aioi-dental.org



右記のQRコードから
サイトにアクセス

- パリアフリー
- 個室あり
- キッズスペース
- 女性医師
- 駅 5 分以内
- 駐車場あり
- 急患受付
- 日祝診療
- 19時以降診療
- 歯科用 CT
- クラス B 清潔器
- マイクロスコープ
- 歯科口腔外科
- 矯正歯科

当院は 2016 年保険改定にて新設された新制度「かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)」として、厚生労働省に認可を受けました。「か強診」とは、歯周疾患の重症化を予防し、歯の喪失リスクを低減させるため、主に「虫歯の予防処置」「歯周病治療後の安定管理」「在宅患者の口腔管理」の 3 点に対し、保険の適用を受けやすくするための制度です。

「か強診」の認可を受けるためには 11 項目に及ぶ厳しい施設基準をクリアする必要があり、2017 年現在で全国の歯科医院のうち 10% 程度の認可率となっています。

もちろん、「か強診」認定歯科であるからといって、それのみで「素晴らしい歯科医院」といえるわけではありません。当院はこれからも様々な取り組みによって患者様に「安全・安心な治療が受けられる歯科医院」として努力してまいります。

WEBサイトからも当院の掲載内容をご覧いただけます



www.dental100.jp/kakyoushin2017

施設基準	要約
(1)過去1年間に歯科訪問診療1又は2、歯周病定期治療及びクラウン・ブリッジ維持管理料を算定している実績があること。	外来・訪問の両面で、「歯を長持ちさせる」取り組みをしてきたこと。
(2)①偶発症に対する緊急性の対応、医療事故及び感染症対策等の医療安全対策に係る研修、②高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。	予期していなかった医療事故へ冷静に対応できること。高齢者への配慮が十分おこなえること。また、そのための研修制度を実施していること。
(3)歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されていること。	複数人の医療従事者が在籍し、万が一の事態にも、手分けして対応できること。
(4)診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されていること。	一般医科や総合病院などと連携し、緊急の疾患に対しても、紹介や送患ができること。
(5)当該診療所において、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、連絡先電話番号等について、事前に患者等に対して説明の上、文書により提供していること。	通院中の患者が高齢や身体的な原因によって通えなくなったとしても、訪問診療という形で、継続的な治療を提供できること。
(6)当該地域において、在宅医療を担う保険医療機関と連携を図り、必要に応じて、情報提供できる体制を確保していること。	他の医療機関などから情報提供を求められた場合、その必要に応じて、すみやかな回答ができるること。
(7)当該地域において、他の保健医療サービス及び福祉サービスの連携調整を担当する者と連携していること。	地域の医療・福祉施設などから応援の要請があった場合、これを受け入れられること。
(8)口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な感染症対策を講じていること。	使用する医療機器についての衛生対策が十分に図られていること。
(9)感染症患者に対する歯科診療について、ユニットの確保等を含めた診療体制を常時確保していること。	感染症患者が歯科治療を望んだときに、適切に応じられること。また、二次感染への対策が講じられていること。
(10)歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯の削除時等に飛散する細かな物質を吸引できる環境を確保していること。	歯の治療時に飛散する細かな物質を、ユニットごとに設けられた機材で吸引できること。
(11)患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供をおこなうにつき次の十分な装置・器具等を有していること。①自動体外式除細動器(AED)、②経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)、③酸素供給装置、④血圧計、⑤救急蘇生セット、⑥歯科用吸引器	自動体外式除細動器(AED)や酸素供給装置、救急蘇生セットといった所定の機材を導入し、「安心・安全」のための配慮を心がけていること。